

筑西市発掘調査実施要項

本要項は茨城県埋蔵文化財発掘調査基準及び茨城県埋蔵文化財調査の安全衛生に関する指針に基づき、筑西市教育委員会（以下「市教委」という。）が実施する埋蔵文化財調査に必要な要項を定めるものとする。

1 調査範囲

原則として開発により遺跡の破壊が避けられない部分については全て調査を行う。発掘調査に当たっては、公共座標に基づく基準杭を設定し、測量の基準とする。

2 事前の確認

調査主体者は、関係者〔土地所有者、市教委、開発事業者等〕の立ち会いのもとで発掘調査区を確認する。また、境界杭やその他の施設（配管や配線等）の有無も確認する。

3 発掘作業

（１）管理

- ア 調査主体者は、安全管理責任者を設置し、表示する。
- イ 調査主体者は、調査担当者及び作業員の安全と健康を確保するための安全・衛生管理を行う。
- ウ 労働安全衛生法に定める地山掘削や土止め支保工等に関わる作業主任の選任が必要な作業では、有資格者を配置する。
- エ 雷等の急激な気象変化に対応するため、あらかじめ避難場所を指定しておく。
- オ 看板等にて、発掘調査を行っていることを周知する。
- カ 発掘現場の周囲を柵やロープ等で囲み、危険である旨の表示をするなどして、部外者への注意を喚起する。
- キ 夜間や休業日等の現場作業時間外は、立看板等により立入禁止区域を明示し、車や通行人等が誤って調査区内に進入することがないように安全対策を講じる。
- ク 粉塵や通行等により、隣接地に迷惑をかけないように十分配慮する。
- ケ 発掘調査説明会等で部外者を現場に立ち入らせる場合は、適切な順路を設定するなどして安全に配慮する。
- コ 立木、産業廃棄物の処理等、分別処理を行う。

サ 出土遺物を当該地外に移動させる場合は、事前に市教委の了承を得る。

(2) 表土等の掘削、遺構検出及び遺物包含層の掘削

ア 表土等除去の前に現況の撮影を行う。

イ 表土等除去は、大型重機を使用することを認めるが、遺物包含層の上面、または包含層がない範囲については遺構確認面の上面までとする。なお、表土等の掘削土に含まれた遺物は採集するように努める（必要に応じて、どの層まで何によって除去するのか明示）。

ウ 表土等除去後に基準杭からグリッドを設定する。グリッドの規模は1辺4～5mを基準とし、各グリッドには名称を付ける。

エ 遺構検出は、基本層序と確認面の層位及び遺構覆土との関係に留意し、遺構の検出に努める。

オ 遺物包含層の掘削及び遺構確認は、移植ごてやジョレン等を用いて人力で行う。

カ 検出した遺構には、適宜遺構番号を付ける（遺構番号の付け方は市教委と協議）。

キ 重複関係が明らかになったものや新たに確認された遺構については、その都度遺構番号を付すとともに、確認された遺構がわかるように表示し、必要に応じてシート等で保護する。また、縮尺1/100～1/200の遺構配置略図を作成する。

ク 遺構略号を用いる場合は、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の用例を準用する。

ケ 遺構確認終了後、市教委に遺構配置略図を提示し、現場検証を受けてから遺構覆土掘削に入るものとする。なお、遺構等の検出状況により、発掘調査計画に変更が生じる場合は、市教委と協議する。

コ 遺物包含層出土遺物は、一括（集中）資料・特殊遺物以外は、グリッド単位で層位別に取り上げる。ただし、遺構に伴うと想定できる場合は、遺構調査に入るまで出土位置を保ち、調査に入る段階で出土位置等を図面・写真により記録する。

(3) 遺構調査

ア 調査する遺構は中世までとし、調査・完掘することを原則とする（近世以降の遺構調査の必要性については、市教委と協議）。

イ 遺構覆土掘削に当たっては、遺構の軸方向に留意して、土層を記録するための土層確認面（セクションベルト）を適宜設定する。また、必要に応じてサブトレンチを追加

設定し、遺構の性格、重複関係等を予め確認するよう努める。

- ウ 重複している場合は、土層観察面の設定を適宜工夫し、遺構の新旧関係、出土遺物の帰属を明らかにしながら、堆積の新しい覆土から、原則、移植ごてを用いて掘削を進める。
- エ 出土遺物は、出土位置、標高を図面・写真により記録を作成してから取り上げるが、小破片でかつ出土状況に特別な意味が認められない場合は、遺構内の小地区毎に層位単位の一括で取り上げる。ただし、小破片でも特殊な遺物は記録をとる。
- オ 出土遺物取り上げに際しては、遺物台帳を作成し、遺構番号、遺物取り上げ番号、遺物内容、位置、標高、出土層位等を記載する。なお、取り上げに際し、破損のおそれがある遺物については、破損しないように十分注意し、状況に応じて硬化剤等を用いて取り上げる。
- カ 玉類や種子類等の微細な遺物の出土が予想される場合は、土壌ごとに取り上げ、その洗浄等を行って遺物を採取する。
- キ 理化学的分析が必要と思われる資料が発見された場合は、市教委と協議の上、サンプリングを行う。
- ク 記録作成が済んでいないもののうち、重要で盗難のおそれがある遺物は、優先的に記録作成し、取り上げて安全な場所で保管する。その他の遺物についても、盗難や自然現象等による現位置からの移動を防ぐ措置を講じる。
- ケ 人骨が検出された場合は、その取扱いについて開発事業者、市教委と協議を行う。
- コ 土層観察については、含有物の種類、規模、含有量や粘性、締まり等を観察する。色調は『新版標準土色帖』を用いる。
- サ 図面は各遺構に応じた縮尺で作図する。平面図はメッシュ測量か測量機器（トータルステーション）等で座標値を読み、現地において作図する。
- シ 平面図や土層断面図（セクション図）、遺構断面図（エレベーション）を作成し、さらに標高測量（レベリング）により補足する。
- ス 全体図には基準点のほか、周辺にある境界杭等の動かない目印（ポイント）も入れる。
- セ 写真は、土層や遺物出土状況、完掘状況、付属施設、掘り方等、状況が確認できるアングルで撮影する。
- ソ 遺構面の下にさらに遺構や遺物がないか等の補足調査を行う。
- タ 調査終了後、調査区全体の写真を撮影する。

(4) 記録

- ア 基本層序は、表土から記録する。
- イ 覆土堆積状況は、土層観察面の4面または2面で、図面（セクション図）と写真で記録することを原則とする。
- ウ 出土遺物は図面（三次元での記録）と写真で記録することを原則とする。ただし、小破片で遺構の時期決定に関わらないものは除くが、層位の帰属は明らかにする。
- エ 完掘遺構は、遺構平面及び断面を図化し、俯瞰写真撮影を行う。
- オ 図面は1/20を原則とする。埋葬施設における副葬品、カマド等の遺構内の施設の図面は1/10、全体図等は状況に応じて縮尺を変える。
- カ 完掘後の遺構配置及び地形図は1/100～1/200、等高線は25 cm程度とする。
- キ 調査前および調査終了後の調査区の全景写真を撮影する。
- ク 発掘作業日誌を作成し、作業内容及び作業方法等を記入する。

(5) 写真撮影

- ア 写真台帳を作成し、フィルム番号、コマ番号、遺構名またはグリッド名、撮影方向、撮影日等を記入する。
- イ 記録撮影に使用するフィルムは、35 mmまたは中判のカラー（ポジフィルム・ネガフィルム）、モノクロームを使用し、調査区の遺構検出状況、全景写真、重要遺構、遺物出土状況、遺構完掘等に使用する。ただし、必要に応じて大判も用いる（予備としてデジタルカメラによるデジタルデータを併用することも可）。
- ウ デジタルカメラは活用目的の撮影に使用する。データにはキャプション等をつけて整理する。
- エ 写真撮影に際しては、必ず写し込み（遺跡名、撮影日時、対象物名等を明記したカードを写す）を行う。
- オ 写真撮影をする際には、必ず三脚等を用いてカメラを固定してから行うようにする。
- カ 遺跡全体、住居跡等の撮影は、タワー等を用いて高所から撮影する。

(6) 遺跡の公開

- ア 発掘調査は公開とし、原則として現地説明会を開催する。

(7) 埋め戻し

- ア 県教育委員会からの発掘調査終了確認通知をもって発掘調査作業が終了したものとす
る。
- イ 埋め戻しは、市教委の承認を得てから行う。

4 整理等作業

- ア 図面や写真,出土遺物の台帳を作成し,整理後の活用を図れるようにする。
- イ 出土遺物は全点水洗い,注記を行うことを原則とする。その後分類し,徹底的な接合を行
い,出土遺物の状態により石膏等で補強する。
- ウ 出土遺物の注記は,ポスターカラー等を使用して行い,さらに剥落や消滅防止の措置を講
じる。注記の項目は,遺跡番号(遺跡略号),調査地点,遺構番号(グリッド番号),遺物
番号(層位)等とし,出土位置及び層位を明らかにする。
- エ 出土遺物のうち,図化が必要なものを選び出し実測図を作成する。その際,遺物の選択に
ついては,事前に市教委と協議し,その承認を得る。
- オ 図化した遺物は原則として写真撮影を行う。
- カ 記録類から遺構の整理と検討を行う。遺構については,出土遺物に基づいて時期決定を行
い,全ての遺構やその時期,性格決定の根拠となる遺物は必ず報告書に掲載する。
- キ 石器や石製品の実測については,4面展開を原則とする。また,縄文土器等でその文様構
成を理解する上で必要な場合は,展開図を作成する。
- ク 出土遺物で図化しないものについては,総量等がわかるようにする。
- ケ 整理作業が当該地外になる場合は,事前に市教委の了承を得る。

5 理化学的分析及び保存処理

- ア 理化学的分析が必要となる場合は,市教委と協議の上実施し,その結果は報告書に反映さ
せる。
- イ 著しい劣化の進行が予想される遺物,脆弱な遺物及び形状の不安定な遺物の保存処理につ
いては,市教委と協議の上実施する。

6 発掘調査報告書の作成及び刊行

- ア 報告書作成に当たり,事前に市教委と構成や内容等の協議をするものとする。
- イ 報告書の構成及び内容は,茨城県教育委員会が策定している「発掘調査報告書の基準」に

準じるものとする。

ウ 報告書抄録は、県の「発掘調査報告書の基準」の抄録様式に基づくものとする。

エ 報告書には中性紙を使用し、印刷に際してはスクリーン 175 線以上とする。

オ 報告書原稿を印刷業者に入稿する前に市教委の承認を得る。

カ 報告書の発行部数は 300 部以上とする。

7 遺物の収納

ア 報告書掲載遺物は報告書挿図と対照できるように収納し、未掲載遺物は、時代、種別毎に出土遺構、または調査区毎に収納する。

イ 金属製品や特殊な遺物は、記録を記載したカードとともに、1 点毎に収納箱へ収納する。

ウ 重量のある遺物は、ほかの遺物を傷めないように別々に収納する。

エ 収納箱は、市教委使用と同様のもの又は市教委の指示するものとする。

オ 収納箱には遺跡名、収納遺物の内容等を記載する。

カ 出土品の整理台帳を作成し、検索及び活用の利便性を図れるようにする。

8 提出物

調査主体者は、本業務に係る次のものを市教委に提出する。

ア 調査報告書

イ 調査記録（図面、図面台帳、写真、写真台帳、日誌等）

ウ 出土遺物及び出土遺物を網羅した出土品台帳、整理台帳

9 その他

ア 客観性を高めるために、必要に応じて学識経験者等による調査内容の検証を行う。

イ 調査報告書及び調査記録については、市教委が保管・活用するものとし、その著作権や所有権は市教委に帰属する。

ウ この要項は、一般的な発掘調査を予測しているため、調査者は経験により臨機応変に対応しなければならない。市教委と協議し、より効率よく的確な調査を実施しなければならない。